

令和2年度

第2回 阿賀野市入札監視委員会

令和3年3月29日（月）

阿賀野市総務部管財課

令和2年度 第2回 阿賀野市入札監視委員会 会議録

1 日 時 令和3年3月29日(月) 午後2時00分～午後3時00分

2 場 所 阿賀野市役所1階 第1・2多目的ホール

3 委 員

佐伯竜彦、磯部亘、本間康子、佐藤哲雄、信田雅恭

4 傍聴者 なし

5 議題

(1) 期間内の発注状況等報告

- ・期間内の工事総括について(対象期間:令和2年8月～令和3年1月)
- ・発注方式別工事等について(対象期間:令和2年8月～令和3年1月)
- ・指名停止・苦情処理・談合情報対応の状況等について

(対象期間:令和2年8月～令和3年1月)

(2) 抽出案件の審議 (詳細は別紙のとおり)

- ・制限付一般競争入札 1件
- ・通常指名競争入札 2件
- ・随意契約 1件

(3) その他

次回定例会の抽出委員の委任について

「発注状況等報告」

期間内の工事総括について

<p>「質問・意見」</p> <p>1 工事総括表を見ると、（昨年同期と比べ）件数が少ないが理由はあるのか。</p>	<p>1 新型コロナウイルスに関連した早期発注及び平準化を目指した結果、前年度に対して第1四半期の発注が増え、一方で第2四半期・第3四半期の発注件数が前年度に比べ減少したためである。</p>
--	---

発注方式別工事等について

制限付一般競争入札（A）

<p>「質問・意見」</p> <p>1 制限付一般競争入札においては、応札が1者でも問題はないのか。</p>	<p>1 制限付一般競争については入札案件に関する公告を行った時点で、広く公表しているものであり、希望者は案件の入札方式や設計内容等を確認できるようになっている。その時点で競争性は担保されているものとするため、結果的に応札者が1者となったとしても、有効なものとしている。</p>
--	---

指名停止・苦情処理・談合情報対応の状況等について

<p>「質問・意見」</p> <p>1 直近に他県市町村で官製談合が報じられたが、阿賀野市においてもそのようなことがないよう注意して欲しい。</p>	<p>1 市においては、そのような事案が起こることのないよう、情報管理等に注意し適正に行っていく。</p>
--	---

「抽出案件」

制限付一般競争入札（A）【1件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札参加者数
A-8	建第38号	道の駅「(仮称)あがの」盛土造成工事	土木一式	小林・架設工事 佐々木特定共同企業体	111,650,000	95.05%	建設課	11

抽出理由（磯部委員）

契約金額が制限付一般競争入札の中で一番高く、みちの駅「あがの」は世間の注目を集めているため。

「質問・意見」

- 1 なぜ特定共同企業体を採用しているのか。また特定共同企業体での入札は年間どの程度行っているのか。
- 2 低入札調査価格制度とは何か。制度を用いることでどのようなことが起きるのか。最低制限価格制度との違いはあるか。

「回答」

- 1 道の駅の出入り口は京ヶ瀬地区の下黒瀬にあり、隣接する阿賀野川の洪水時に浸水を防ぐため、現地盤より約3m程度盛土をする必要がある。国が施工した防災工事で発生した阿賀野川の河床掘削土を活用することで最大限の経費の削減を行っているが、一部の河床掘削土は水気が多くそのままでは盛土作業が困難であった。そのため作業性を確保する必要があり、土にセメントを混合する土質改良を行っている。土質改良は、道の駅の建築施設工事の着手が迫る中で予期せぬ作業であったため、結果として数量・金額ともに比較的規模の大きな工事となった。
- 1 特定共同企業体を採用することで、企業側のメリットとして構成員間の技術力の拡充や強化が図られ、天災等によるリスク分散、資金力の拡大にもつながることが期待される。発注者としても、大規模工事における早期竣工や安定的・効果的な施工が見込まれるため採用している。また、原則として市の規定により工事価格に応じて特定共同企業体による入札を採用している。
今年度は6件の特定共同企業体の入札を行った。
- 2 低入札価格調査制度とは、国の基準により設定した基準額を下回る入札があった場合に、落札候補者の決定を保留し、改めてその入札価格で適正な履行が可能であるか否かを調査した上で落札者を決定する方法である。基準額は、工事費を構成する直接工事費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費のそれぞれに一定の割合をかけて求めた価格の合計である。
また基準額とは別に、失格基準額があり、当市では直接工事費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費において、それぞれに一定の割合をかけて求めた各失格基準額を設定している。失格基準額を一つでも下回った場合は、調査準備価格の如何によらず失格とな

<p>3 道の駅の建物関連工事はどのような状況か。</p>	<p>る。応札者は各費用において失格基準額以上の金額を見積りつつ積算しなければならないため、ダンピング防止が期待されるものである。</p> <p>また、調査準備価格を下回った場合、応札者に対して手持工事の状況や、手持資材の状況・経営状況等の資料を提出させ調査することができるため、比較的大きな規模の工事に対する受注者としての資格をより詳細に調査することができる。</p> <p>最低制限価格制度についても、制限価格を設定し、それを下回った場合は失格となる点でダンピング防止という観点から同様の制度といえるが、低入札価格調査制度は基準額を下回った業者を即、失格とせず、聞き取り調査等を行うことで判断し、大規模工事に関して設計額に対して比較的安価な額でも施工可能かを確認することができるという違いがある。</p> <p>市では、規程により原則、予定価格が1億円以上の工事は低入札価格調査制度を、1,000万円以上の工事は最低制限価格制度を適用することとなっている。</p> <p>3 今回の対象案件ではないが、今年の2月に建物にかかる建築工事、電気設備工事、機械設備工事を同日に行っており、3件とも契約済みである。</p>
-------------------------------	---

通常指名競争入札 (C) 【2件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札 参加 者数
C-20	下水第32号	笹神笹岡処理 区分マンホー ル蓋改築工事	土木一式	(株) 帆苺組	23,980,000	95.95%	下水道	10
<p>抽出理由 (磯部委員)</p> <p>通常指名競争入札の中で契約金額が最多額の案件であるため。</p>					<p>「回答」</p> <p>設計額より一般競争入札に付す案件であるが、当該工事は特殊工法である円形切断工法を採用してい</p>			

	るため、同工法の施工が可能な業者を指名し、通常指名競争入札を行った結果、高額となった。
--	---

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札 参加 者数
C-25	建第 60 号	上黒瀬窪川原線 拡幅改良工事	土木一式	永光建設 (株)	2,926,000	99.25%	建設課	6
抽出理由（磯部委員） 通常指名競争入札の中で落札率が最高率であるため。 「質問・意見」 1 どの応札者も契約者と同様であったのか。 2 発注側の意図が伝わっていなかったということか。					「回答」 1 回目の入札では予定価格を下回る業者がおらず、その場で再入札を行ったところ、予定価格を下回り落札者が決定したが、結果として高くなった。 原因としては、設計で用いた部材の一部に、市の想定していたものより強度の高い部材で積算されていたためである。 1 契約者の内訳を確認している。本件は内訳書を求めた案件ではないため、詳細は不明だが各応札額からそうであると思われる。 2 そうであったと思われる。市では、土木工事で用いられる単価本の価格の平均値を基に積算した仕様条件としている。単価上に問題はなかった。			

随意契約 (D) 【1 件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	見積 業者 数
D-1	下委第 12 号	下水道台帳作 成業務委託	コンサルタ ント	永光建設 (株)	4,609,000	92.90%	下水道	1
抽出理由（磯部委員） 見積 1 者案件だが、随意契約の中では落札率が最低率であり、一方で金額が 1 番大きい案件であるため。 「質問・意見」					「回答」 市の規則に基づき、その性質又は目的が競争入札に適さないものとして 1 者随意契約を行った。 委託内容が多岐にわたり、当然、業務に対してある程度の作業人数を確保する必要があることから、高額となった。			

<p>1 1者随意契約であるのに何故、落札率が低くなるのか。</p> <p>2 随意契約の中で同名のその2があるが、業務内容が違うのか、追加があったのか。</p>	<p>1 契約業者より参考見積を徴し予定価格を設定した。その後、見積書を徴したところ予定額より低い金額を掲示した結果、落札率が低くなった。契約業者は、自社のみであることを知りえず、競争性があるものと思い下げてきたものと思われる。</p> <p>2 追加があったため、別契約を行っている。</p>
---	---